

## 化学物質に関する法改正の動き

(一社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会  
(執筆担当：純正化学株式会社 篠崎 公三)

化学物質に関する法律で平成26年1月から4月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは、概要のため、すべての内容は網羅されていません。詳細は、必ず官報又は当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認下さい。

### 1. 薬事法関係

#### 「指定薬物」の追加

平成26年厚生労働省令第18号により、新たに10物質を「指定薬物」に指定する省令が公布されました。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品の製造、輸入、販売、所持、使用等が原則禁止されます。

- ① 2-(3, 4-ジクロロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸メチルエステル
- ② 1-(2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)プロパン-2-アミン
- ③ 1-(3, 4-ジメトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン
- ④ 2-(2, 5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン
- ⑤ N-(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド
- ⑥ 1-フェニル-2-(ピペリジン-1-イル)ブタン-1-オン
- ⑦ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン
- ⑧ 2-(4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン

- ⑨ N-メチルインダン-2-アミン
- ⑩ (Z)-N-[3-(2-メトキシエチル)-4, 5-ジメチルチアゾール-2(3H)-イリデン]-2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド  
(施行日：平成26年4月5日)

【厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000039578.html>】

### 2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係

#### (1) 優先化学物質の指定と取り消し

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第5項に基づく優先評価化学物質について、次の13物質を優先評価化学物質に指定しました。

また、これに伴い、既に指定されている優先評価化学物質で今回指定する物質に範囲が含まれる4物質について、優先評価化学物質の指定を取り消しました。

#### 【指定された化学物質】

(通し番号：164~176)

- ① アルカン-1-アミン(C=8, 10, 12, 14, 16, 18, 直鎖型)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン又は(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン
- ② N, N-ジメチルドデシルアミン
- ③ ヘキサデシル(トリメチル)アンモニウムの塩
- ④ ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩
- ⑤ ビス(アルキル)(C=12, 14, 16, 18, 20、

- 直鎖型)) (ジメチル)アンモニウムの塩
- ⑥N, N-ジメチルアルカン-1-アミン=オキシド (C = 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-N, N-ジメチルオクタデカ-9-エン-1-アミン=オキシド又は(9Z, 12Z)-N, N-ジメチルオクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン=オキシド
- ⑦デカン-1-オール
- ⑧アルカノール (C = 10~16) (C = 11~14のいずれかを含むものに限る。)
- ⑨飽和脂肪酸 (C = 8~18、直鎖型) のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸 (C = 16~18、直鎖型) のナトリウム塩
- ⑩N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) アルカンアミド (C = 8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) オクタデカ-9-エンアミド又は(9Z, 12Z)-N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) オクタデカ-9, 12-ジエンアミド
- ⑪ [(3-アルカンアミド (C = 8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型) プロピル) (ジメチル) アンモニオ] アセタート又は (Z)- [(3- (オクタデカ-9-エンアミド) プロピル) (ジメチル) アンモニオ] アセタート
- ⑫ナトリウム=アルケンスルホナート (C = 14~16) 又はナトリウム=ヒドロキシアルケンスルホナート (C = 14~16)
- ⑬アクリルアミド・2-アクリルアミド-2-ヒドロキシ酢酸・[2- (アクリロイルオキシ) エチル] (ベンジル) (ジメチル) アンモニウム=クロリド・2- (ジメチルアミノ) エチル=メタクリレート・ベンジル [2- (メタクリロイルオキシ) エチル] (ジメチル) アンモニウム=クロリド・2-メチリデンコハク酸共重合体 (脂溶性溶媒及び汎用溶媒に不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)

【指定が取り消された化学物質】

- ①N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド (優先評価化学物質通し番号101) は物質範囲包含のため取り消し。
- ②「1-ドデカノール (優先評価化学物質通し番号104)」は物質範囲包含のため取り消し。
- ③N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) オレアミド (優先評価化学物質通し番号30) は物質範囲包含のため取り消し。
- ④「2- [(3-ドデカンアミドプロパン-1-イル) (ジメチル) アンモニオ] アセタート (優先評価化学物質通し番号121)」は物質範囲包含のため取り消し。

【経済産業省ホームページ】

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/information/ra\\_14040101.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_14040101.html)】

(2) 届出不要物質の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省 告示第一号 (平成26年3月24日) により、届出不要物質の指定に関する公示がありました。

これらの化学物質は化審法第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして3省が指定する化学物質で、製造数量等の届出の必要はありません。

詳細は下記ホームページで確認下さい。

【経済産業省ホームページ】

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/bulletin/fuyou/bulletin\\_fuyou\\_140324.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/bulletin/fuyou/bulletin_fuyou_140324.pdf)】

(3) 第一種特定化学物質の追加

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (以下「化審法」という) に規定された第一種特定化学物質として、6・7・8・9・10・10-ヘキサクロロ-1・5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオ

キサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)及びヘキサプロモシクロドデカンを追加指定します(化審法施行令第1条)。

これにより、これら2物質に対しては、製造・輸入の許可制等の措置が講じられます。

【厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000039578.html>】

(4)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第二条第二項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令が制定された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

二十九 六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロ一・五・五a・六・九・九a一ヘキサヒドロ一六・九一メタノ一・二・四・三ーベンゾジオキサチエピン=三ーオキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)

三十 ヘキサプロモシクロドデカン

第七条の表に次のように加える。

十四 ヘキサプロモシクロドデカン  
一) 防災性能を与えるための処理をした生地  
二) 生地に防災性能を与えるための調製添加剤  
三) 発泡ポリスチレンビーズ  
四) 防災性能を与えるための処理をしたカーテン

附則

この政令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同

年十月一日から施行する。

【製品評価技術基盤機構ホームページ：

<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/ittoku20140319.pdf>】

### 3. 労働安全衛生法

新規化学物質の名称の公表

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十七条の三第一項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、その193品目の名称の公表があった。

(通し番号 22953~23145)

【労働安全衛生法ホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-141-1-0.htm>】